

2026年1月30日  
株式会社ヒノキヤグループ

## 当社が供給した木造住宅における建築基準法の規定への不適合について

この度、当社が供給した一部の木造住宅において、構造耐力上主要な部分である仕口が国土交通大臣の定める構造方法により緊結されていることが確認できず、建築基準法の規定に抵触するおそれがあることを国土交通省に報告いたしました。今後は国土交通省ならびに特定行政庁の指導のもと、対象となるお客様に丁寧な説明を行うとともに、必要な是正を進めてまいります。

お客様や関係者の皆さまにご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は今回の事象を厳粛に受け止め、迅速な是正を実施するとともに、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1. 本件の概要について

当社はカンパニー制を敷いておりますが、住宅事業部門のうち「パパまるハウスカンパニー」(2023年7月1日より前は株式会社パパまるハウス、以下、同カンパニー)で施工された木造住宅の一部において、社内調査の結果、設計上のミスにより、建築基準法施行令第47条第1項に基づき構造耐力上主要な部分である仕口の一部において、本来必要とされる性能を満たさない金物等が取り付けられていたことが判明しました。

詳細は「別紙1」を参照ください。

#### 2. 是正対象となる住宅について

対象物件 93棟

(2008年10月1日～2023年8月31日に設計した全13,076棟のうち)

※都道府県別の棟数は「別紙2」を参照ください。

※対象物件93棟の引き渡し時期は2015年7月～2022年8月です。

※本件の対象物件は「パパまるハウス」ブランドの物件のみです。「桧家住宅」「レスコハウス」など他のブランドは対象に含まれません。

#### 3. 原因および再発防止策について

本件発生当時、同カンパニーでは、設計図完成に至るまでのフローにおいてチェック体制が不十分であったため、設計上のミスが発生しました。このため、2023年9月に設計図のチェック体制を構築・強化するとともに、構造計算業務の方法の変更ならびに外部委託の開始、社内研修の実施など、再発防止策を講じております。

#### 4. 今後の対応について

対象となる物件にお住まいのお客様には当社から個別にご連絡を差し上げるとともに、国土交通省ならびに特定行政庁の指導のもと、是正を進めてまいります。

以上

#### 《本件に関するお客様からのお問合せ先》

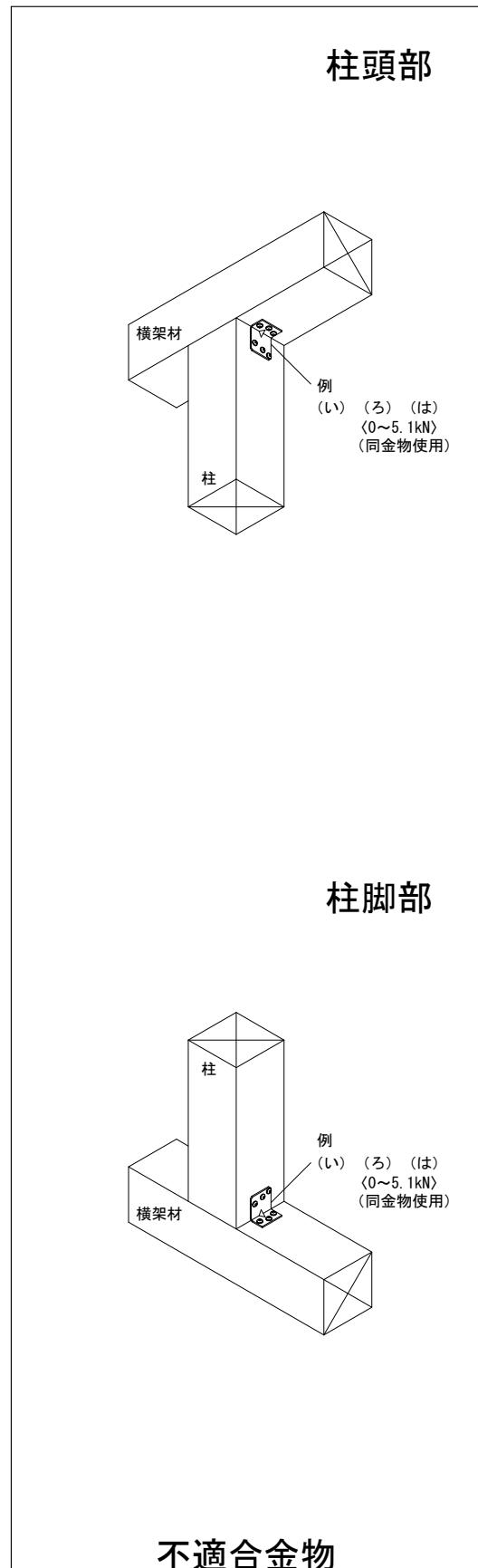
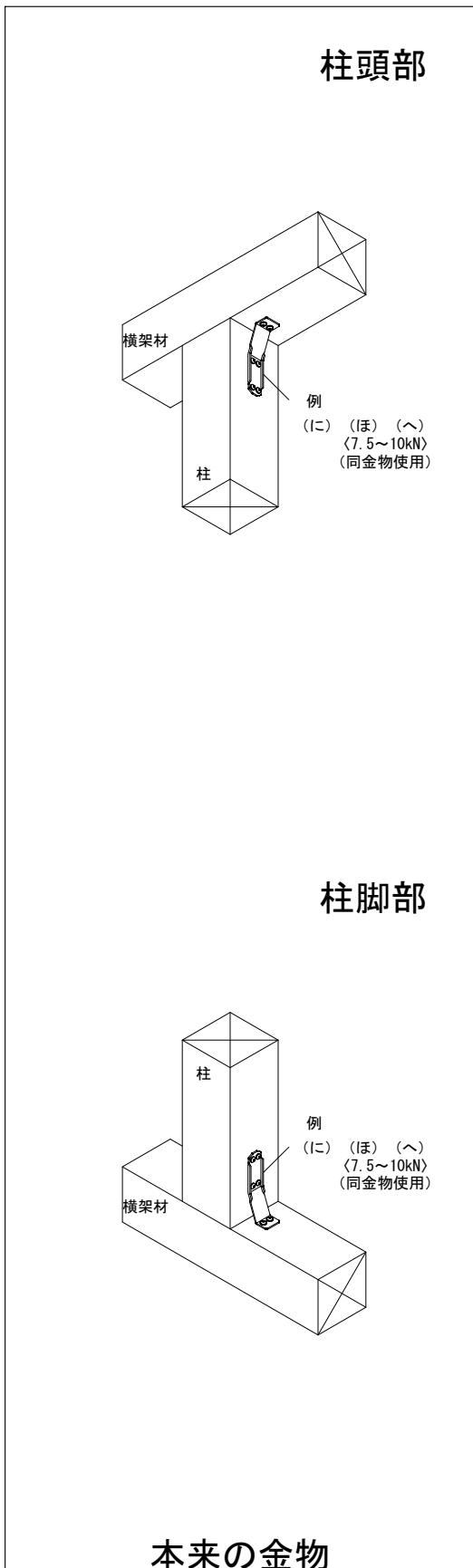
株式会社ヒノキヤグループ 「パパまるハウス」建築基準法の規定への不適合 専用ダイヤル  
TEL 0120-948-267 (受付時間 9:00～17:00 ※土日祝を除く)

#### 《本件に関する報道関係者からのお問合せ先》

株式会社ヒノキヤグループ 広報課  
TEL 050-1702-5840 (受付時間 9:00～17:00 ※土日祝を除く)

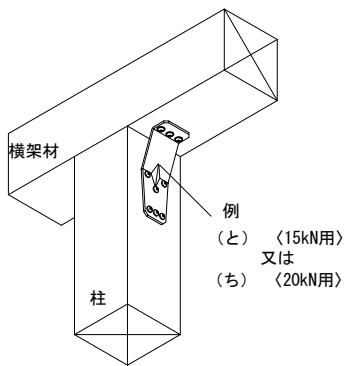
## 別紙1 不適合状況説明図

### 1. 柱接合金物の耐力不足 【基礎に関わらない部分】

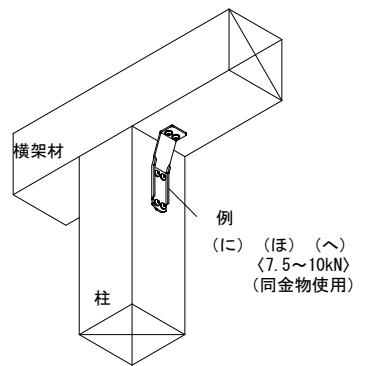


## 2. 柱接合部の耐力不足 【基礎に関わる部分】

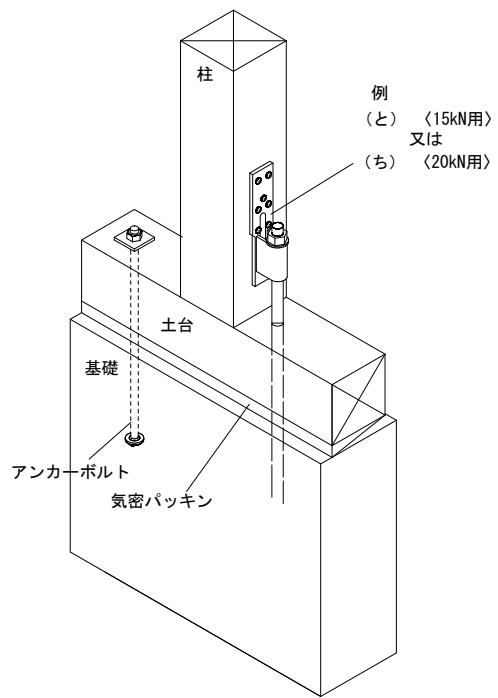
柱頭部



柱頭部

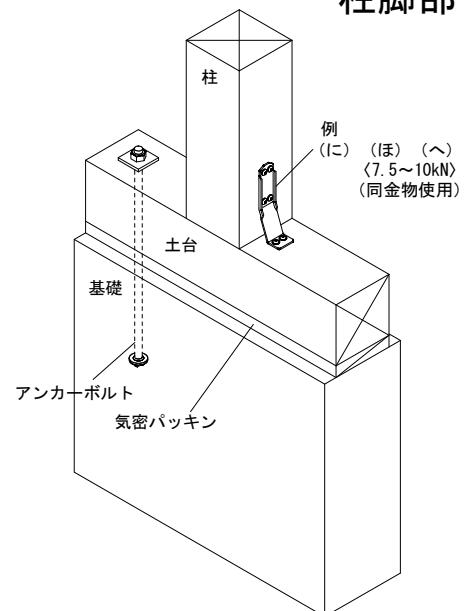


柱脚部



本来の金物

柱脚部



不適合金物

別紙2 対象物件数一覧（都道府県別）

	都道府県名	棟数
1	宮城県	2
2	山形県	8
3	福島県	2
4	茨城県	10
5	栃木県	4
6	群馬県	5
7	埼玉県	1
8	千葉県	2
9	新潟県	16
10	富山県	1
11	石川県	3
12	山梨県	3
13	長野県	34
14	静岡県	2
	合計	93